## 三豊市文化会館 利用料金表

令和元年10月1日改定

1 マーガレットホールの利用料金 (1時間当たり)

(1) ホール

(単位:円/消費税および地方消費税を含む)

	区分		午前	午後	夜間	全日
			9:00~13:00	13:00~18:00	18:00~22:00	9:00~22:00
	平日	施設利用料	4,190	5,240	6,290	60,760
営利を目的と	T T	冷暖房利用料	1,680	2,100	2,510	24,310
しない場合	休日等	施設利用料	5,030	6,290	7,540	72,910
	小口子	冷暖房利用料	月料 2,010 2,510 3	3,020	29,170	
	平日	施設利用料	6,290	7,860	9,430	91,140
営利を目的と		冷暖房利用料	1,680	2,100	2,510	24,310
する場合	休日等	施設利用料	7,540	9,430	11,310	109,370
		冷暖房利用料	2,010	2,510	3,020	29,170

- 備考 1 「全日」とは午前9時から午後10時までをいい、「午前」とは午前9時から午後1時までをいい、「午後」とは午後1時から 午後6時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。
  - 2 「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日、日曜日及び土曜日をいう。
  - 3 「営利を目的とする場合」とは、営利法人またはこれに類するものが入場料の徴収、及び商品の説明、宣伝、販売等をおこなう場合をいう。
  - 4 ホールを準備又は練習のために専ら舞台面に限り利用する場合の利用料金は、営利を目的としない場合の利用料金の 100分の50とする。
  - 5 午前8時以前、午前8時か6午前9時まで又は午後10時以後において施設を利用する場合の利用料金は次のとおりとする。
    - (1) 午前8時以前 1時間につき、表に規定する夜間の利用料金の100分の120。ただし、前日から引き続いて利用する場合にあっては、1時間につき、表に規定する前日の夜間の利用料金の100分の120
    - (2) 午前8時から午前9時まで 1時間につき、表に規定する午前の利用料金の100分の120
    - (3) 午後10時以後 1時間につき、表に規定する夜間の利用料金の100分の120

## (2)楽屋

(単位:円/消費税および地方消費税を含む)

区分	利用料金	冷暖房 利用料
個室楽屋1	110	40
個室楽屋2	110	40
楽屋3	220	80
楽屋4	420	170
イベントホール	1,260	500

- 備考 1 イベントホールをマーガレットホールの付帯施設としてリハーサル・楽屋等に利用する場合は、マーガレットホールの利用区分にかかわらず、営利を目的としない場合の利用料金を適用する。
  - 2 午前9時以前又は午後10時以降において、施設を利用する場合は表に規定する利用料金の100分の120

## 2 生涯学習施設等の利用料金 (1時間当たり)

(単位:円/消費税および地方消費税を含む)

区分	営利を目的と	営利を目的と	冷暖房
	しない場合	する場合	利用料
イベントホール	1,260	1,890	500
マルチメディア 研修室1	630	940	250
マルチメディア 研修室2	630	940	250
クラフト工房	730	1,100	290
調理室	1,050	1,570	420
会議室1	630	940	250
会議室2	630	940	250
会議室3	520	790	220
和室1	630	940	250
和室2	630	940	250

備考 1 午前9時以前又は午後10時以降において、施設を利用する場合は表に規定する利用料金の100分の120

## (単位:円) ※消費税および地方消費税を含む

種別	名 称	単位	利用料金
	音響反射板	1式	940
	金びょうぶ	1双	370
	平台	1台	50
	地がすり	1枚	260
	めくり台	1台	20
	上敷	1枚	50
	ダンスマット	1枚	260
舞	演台(花台付)	1式	110
台設	司会者台	1台	50
備	指揮者台	1台	50
及	指揮者譜面台	1台	30
び 器	演奏者譜面台	1台	20
一 三 三	演奏者椅子	1 脚	10
	コントラバス用椅子	1 脚	20
	映写機	1台	1,570
	映写スクリーン	1式	260
	ジョーゼット幕	1式	420
	紗幕	1枚	220
	フルコンサートピアノ(ヤマハ C F Ⅲ)	1台	1,260
	セミコンサートピアノ(ヤマハ S 6)	1台	520
	フットライト	1列	160
	花道フットライト	1列	110
	ロアーホリゾントライト	1列	260
	アッパーホリゾントライト	1列	370
	ボーダーライト	1列	220
舞	サスペンションスポットライト	1列	110
台	天井反射板ライト	1式	370
照	フロントサイドスポットライト	1式	420
明	シーリングスポットライト	1列	260
設備	センターピンスポットライト	1台	370
及	フレネルスポットライト(1 k W)	1台	80
び	フレネルスポットライト(500W)	1台	50
器	平凸スポットライト(1 k W)	1台	80
具	平凸スポットライト(500W)	1台	50
	フットスポットライト(500W)	1台	50
	パーライト(1 k W)	1台	80
	パーライト(500W)	1台	50
	プロジェクタースポットライト(1kW)	1台	80
	調光装置(ホール)	1式	370

種別	名 称	単位	
舞石音響	拡声装置(ホール)	1式	630
	ポータブルミキサー	1台	260
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	260
	ミニディスクプレーヤー	1台	520
	テープレコーダー	1台	370
	ステージスピーカー	1台	260
設 備	はね返りスピーカー	1台	220
及	フロアーモニタースピーカー	1台	220
び	集音吊りマイクロホン装置	1式	220
器日	コンデンサマイクロホン	1本	220
具	ダイナミックマイクロホン	1本	160
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	370
	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	370
	調光装置(イベントホール)	1式	220
	拡声装置(イベントホール)	1式	420
7	拡声装置(会議室等)	1式	220
の	ダイナミックマイクロホン	1本	110
他の	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	110
付	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	110
属	ビデオプロジェクター	1式	420
設	デジタルビデオディスクプレーヤー	1台	220
備及び器具	モニターテレビ	1台	110
	ビデオデッキ	1台	110
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	110
	スライドプロジェクター	1台	110
	パソコン	1台	50
	器具持ち込み電気料金	1kW	50